

「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（素案）」
 についての意見募集結果

令和3年(2021年)1月 日

「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（素案）」について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、2団体から延べ3件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方※ | |
|--|---|---|
| 基本指針に記された指標と対策案について、その実施と併せて効果の検証をぜひ行ってもらいたいです。 | ご意見のとおり、計画の達成に向け、指標などを活用した進捗管理と、検証を進めてまいります。 | B |
| 林業事業者が存続していくために目指すべき姿、新規就労希望者が絶えない事業者を具体的に（成功例を）提示してもらえると、それを参考にして自社の体制を改めていくことが出来るのではないかと考えます。 | いただいたご意見を踏まえ、林業事業者登録制度を活用した研修会や、情報提供等に取り組んでまいります。 | C |
| ウッドショック後には伐採量の急増も予想され、伐採後の植林を積極的に進めることが不可欠となっている一方で、事業種別では「造林」の従事者数が顕著な減少傾向となっており、今後、造林を担う従事者の確保が最も重要な課題の一つである。 このことから、「目標」や「施策」の中に「造林分野の担い手確保」について特化した新たな項目を設け、担い手確保に不可欠な地拵えや下刈り用の林業機械を現場に普及するための具体的な取り組みなどについて記載願いたい。 | 造林作業の機械化等による軽労化など、労働条件の改善について記載しているところですが、いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「地域協議会などと連携した地拵えや下刈り作業等の機械化などを通じた軽労化の推進」について追記させていただき、造林を担う人材の育成・確保に取り組んでまいります。 | A |

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

| | |
|---|-------------------------------|
| A | 意見を受けて案を修正したもの |
| B | 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの |
| C | 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの |
| D | 案に取り入れなかったもの |
| E | 案の内容についての質問等 |

お問い合わせ先
 水産林務部林務局林業木材課
 担い手育成係
 電話 011-206-6579